

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、同年○月○日から会社C部において、同部部長として就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、D医療機関に受診し「中等症うつ病エピソード」と診断された。請求人によると、入社後間もなく、社員たちから毎日のように嫌がらせを受けるようになったことから、日常的に気持ちが不安になり、出社に恐怖感を感じる、睡眠中に大声を出して目覚めてしまう等の身体の変調が出現し、頭の整理がつかなくなったという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由(略)に説示するとおり、〇年〇月〇日頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由(略)に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①入社直後にEと言い争ったこと、②Fから悪口を言われたこと、③〇年〇月、G部が意図的に請求人を無視して資材の発注をしたこと、④同年〇月、請求人を標的として、C部の事務所に引き込まれた電源の電圧が100vから200vに変更されたこと、⑤同年〇月、請求人が塗装を終えたばかりの資材に足跡が付いていたこと、⑥入社直後、H社長より、新卒者を採用することなどのノルマを課されたことを主張しているので、以下検討する。

ア Eと言い争ったこと(上記①)について

請求人は、〇年〇月、会社に入社した直後から、Eとの言い争いが2、3週間間に3回あり、毎日の仕事に支障が生じたと主張する。

これに対し、Eは、同月〇日、請求人の横柄な態度に不信感を持ち言い争いになったものの、言い争いをしたのは最初だけであり、その後は請求人から何か言われても聞き流し、毎日の仕事に支障は生じなかったと述べている。

この点について検討すると、複数の会社関係者の申述より、請求人は入社初日の挨拶の際に偏光グラスをかけていたことや、会社従業員に対して会社の不満を聞いて回っていたこと、高圧的な言い方をしていたことから、Eは、入社当初の請求人の言動に不信感を持って、請求人と言い争ったことがあつ

たものの、そのことによって仕事上の支障が生じていないことが認められる。

そうすると、この出来事を、認定基準別表1の具体的出来事の「部下とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価すると、その経緯及び内容から、業務上の方針をめぐる対立を招くような言い争いがあったとまではいえず、日常の業務に大きな支障が生じたとも認められないから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ Fから悪口を言われたこと（上記②）について

請求人は、会社に入社した直後から、Fが、請求人からは見えない場所で、請求人に聞こえるように大声で、幾度も悪口を言ったと主張する。

この点、Fは、請求人の発言に腹が立ち、請求人が帰宅した後に1回だけ「●●●●●。」と言ったことがあると述べ、H社長は、請求人からの報告を受け、Fより聴取を行い、Fが上記のような発言をしたことの確認をして、嚴重注意をしたところ、Fはそれを了承し、それ以降、会社関係者は悪口を聞いていないと述べている。

この点について検討すると、Fは、面と向かってではないものの、請求人の悪口を言っていたことが認められ、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて評価すると、Fの発言には請求人の人間性を否定する言葉が含まれており、請求人が不快感を覚えたことはうかがえるが、一件資料を改めて精査しても、H社長がFに注意をした日以降、請求人に対する悪口が継続していたことを示す客観的な証拠はなく、これが執拗に行われていたとも認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

ウ G部が意図的に請求人を無視して資材発注をしていたこと（上記③）について

請求人は、○年○月頃、工所用資材の発注は必ず請求人を通すようH社長から指示があったにもかかわらず、G部の者は意図的に請求人を無視して発注を行っていたと主張する。

この点、Eは、急ぎで必要な物もあるため、工所用資材を全て申請書で発注するのは無理であると述べ、Fは、要旨、「請求人は具体的な部材の名前が分からないことがあるため部材について分かる者に発注していた。また、

資材が急ぎで必要な場合は、申請を紙で出す余裕がないため電話で発注していた。」と述べている。Iは、要旨、「請求人はC部にかかってくる電話には出なかった。また、請求人は部材の名前が分からないことがあるため、資材発注の依頼が請求人を通らないことがあっても仕方ない。」と述べ、H社長は、「G事部の者が請求人以外の者へ発注するのは仕方ないことを請求人自身も理解していた。」と述べている。

上記会社関係者の申述からは、G部の者が請求人を通さずに資材発注を行っていたことがうかがえるが、そのような発注となった背景事情として、請求人が部材名を十分に理解していないことや早急に資材が必要となった場合であったことなどの理由があり、請求人もそれを理解していたことが認められる。よって、当審査会としても、決定書理由（略）に説示するとおり、この出来事は、請求人への嫌がらせを意図したものとは認められず、認定基準別表1の具体的出来事「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」

（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）の評価の対象となる出来事ということとはできない。

エ C部の事務所の電圧が変更されたこと（上記④）について

請求人は、〇年〇月、C部の事務所に引き込まれた電源の電圧が請求人に無断で100vから200vに変更され、電灯がショートして破損したことから、何者かが請求人に対して嫌がらせをしたと主張する。

この点、Jは、C部の事務所の電気の配線をしたのは自分であり、その時は100vに設定したこと、周りに配線がたくさんあり、それらの配線の電圧テストの際に、事務所に引き込まれている配線が間違っって200vに変更された可能性がある旨を述べ、その他の会社関係者は、嫌がらせで電圧の変更をするような人は会社にはいない旨を述べている。

上記の請求人及び会社関係者の申述を踏まえると、事務所の電圧が200vになっていた事実は認められるものの、当審査会としても、決定書理由（略）に説示するとおり、この出来事は、請求人への嫌がらせを意図したものとは認められず、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）の評価の対象となる出来事ということとはできない。

オ 塗装を終えたばかりの資材に足跡が付いていたこと（上記⑤）について

請求人は、○年○月○日頃、請求人が塗装を終えたばかりの資材にG部の者が足跡を付けたと主張する。

この点、E、I及びH社長は、わざと足跡を残すような嫌がらせをする人は会社にはいない旨を述べ、H社長は、資材は皆がよく通る場所に置いてあったので、誰かが誤って踏むことが考えられる旨を述べている。

上記の請求人の申述及び会社関係者の申述を踏まえると、請求人が塗装した資材を誰かが誤って踏んでしまった可能性は否定できないことから、当審査会としても、決定書理由(略)に説示するとおり、この出来事は、請求人への嫌がらせを意図したものとは認められず、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)の評価の対象となる出来事ということとはできない。

カ 新卒者を採用することなどのノルマを課されたこと(上記⑥)について

請求人は、入社直後、H社長より、次年度から新卒者を採用することや資材管理を全てパソコンで行うことについてノルマを課されたと主張する。

この点、請求人の上記主張は具体性に欠け、ノルマの内容や達成すべき時期等も明確ではなく、H社長は、新卒者の採用やパソコンによる資材管理を検討し、請求人に話をしていたものの、請求人に対して具体的な指示をしたり、ノルマを課したりしたことはないと述べていることから、H社長から請求人に対してノルマが課されたものとは認められないため、認定基準別表1の具体的な出来事「達成困難なノルマが課された」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)の評価の対象となる出来事ということとはできない。

(4) 以上のとおり、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における出来事は、心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が1つであり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) 業務以外の心理的負荷や個体側要因については、特に評価すべき要因は認められない。

(6) したがって、請求人に係る業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(7) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。